

1. 概要

乗合自動車の停留所（定時定路線）を、本来の用途以外の形態や事業等で使用する場合、道路交通法第44条第2項の規定に基づき、関係者の合意および公安委員会の公示が必要となるため、関係者の合意を本会議にて求めるもの。

2. 対象停留所

地区	対象停留所	使用内容
島根	3か所	一畠バス及び市交通局の停留所に島根コミュニティバス（自家用有償運送）が駐停車を行う
東出雲	39か所	区域運行においても定時定路線運行の停留所を継続して使用する

※詳細は別紙「対象バス停一覧」のとおり

3. 合意について（道路交通法施行規則第6の3の3）

- 乗合自動車を使用する者 : 一畠バス株式会社、松江市交通局
- 公安委員会 : 島根県公安委員会委員長※
- 都道府県知事又は市町村長 : 松江市長
- 地方運輸局長 : 中国運輸局長
- その他関係者 : 松江市地域公共交通会議会長（当該停車又は駐車に關係あるものとして公安委員会が認める者）

※公安委員会による合意・公示は、本会議での合意を得た後に別途協議を行うことで同委員会に確認済み。